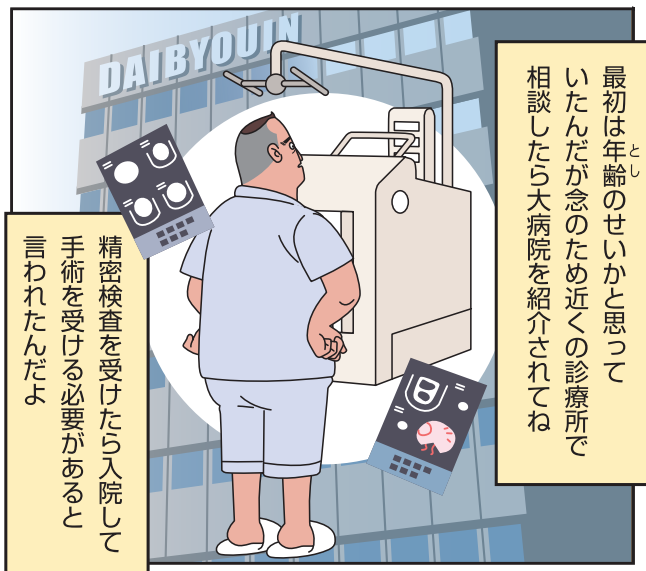
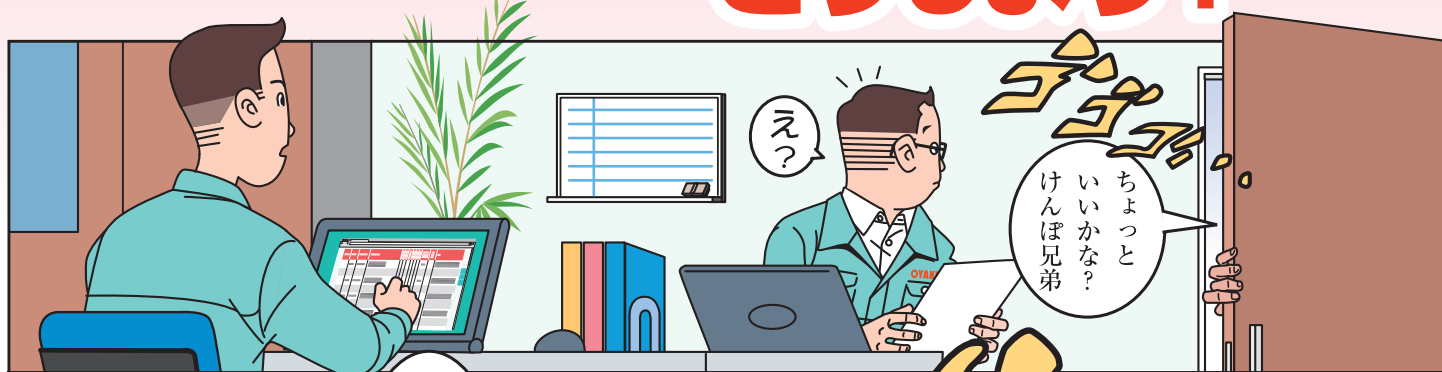
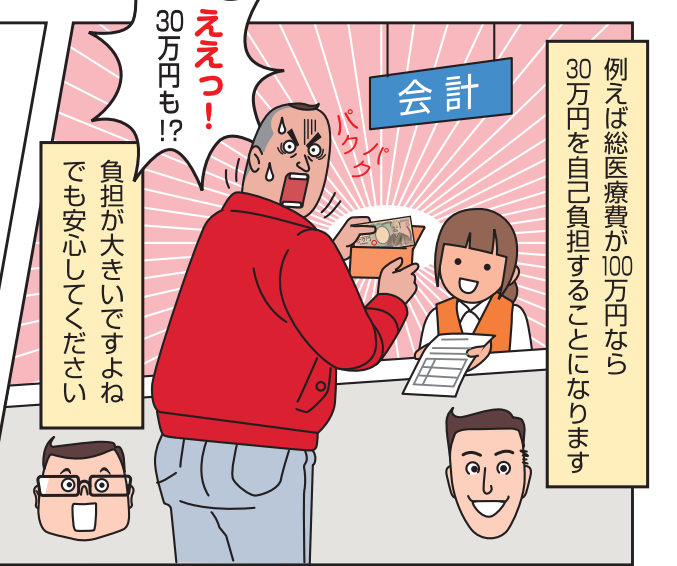
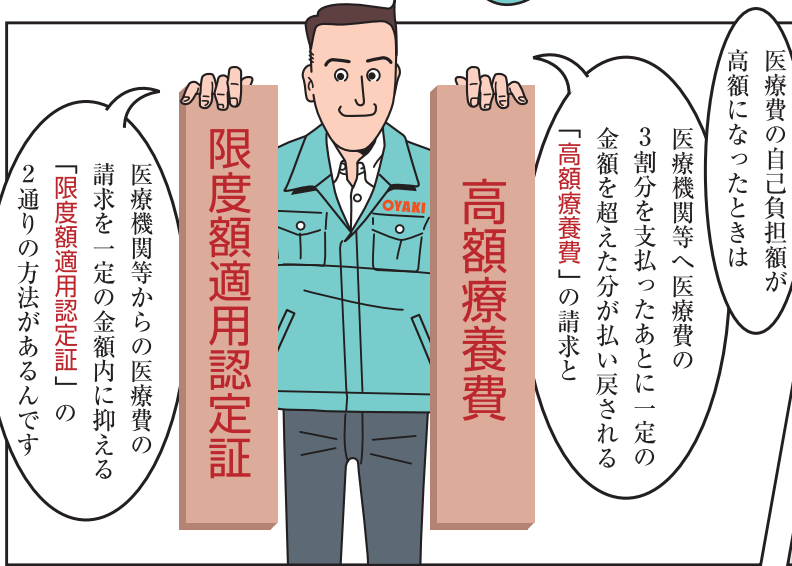
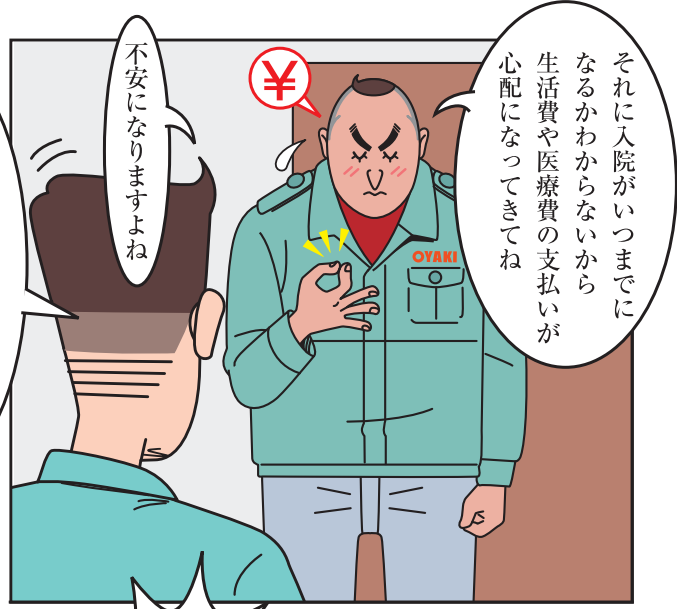


医療費が高額になっ(なりそう)た(なりそう) どうしよう！





70歳未満の方の区分

| 所得区分 | 自己負担限度額 | 多数該当※2 |
|-------------------------------------|---|----------|
| ① 区分ア (標準報酬月額 83万円以上の方) | 252,600円 + (総医療費※1 - 842,000円) × 1% | 140,100円 |
| ② 区分イ (標準報酬月額 53万~79万円の方) | 167,400円 + (総医療費※1 - 558,000円) × 1% | 93,000円 |
| ③ 区分ウ (標準報酬月額 28万~50万円の方) | 80,100円 + (総医療費※1 - 267,000円) × 1% | 44,400円 |
| ④ 区分エ (標準報酬月額 26万円以下の方) | 57,600円 | 44,400円 |
| ⑤ 区分オ (低所得者) (被保険者が市区町村民税の非課税者等) | 35,400円 | 24,600円 |

※1 総医療費とは保険適用される診察費用の総額 (10割) です

※2 療養を受けた月以前の1年間に、3ヵ月以上の高額療養費の支給を受けた (限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む) 場合には、4ヵ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます

注) 「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

この「一定の金額」を
自己負担限度額といい
70歳未満の方は所得に
応じて次の
とおりです

先輩が「区分ウ」として
総医療費が100万円かかったとしたら
自己負担限度額は87,430円に
なりますよ!

高額療養費のポイント

① 自己負担限度額は被保険者の標準報酬月額等により区分けされている

→ 被保険者 (= 本人) の標準報酬月額とは毎月のお給料の支給総額により決まるもの
被扶養者 (= 家族) の高額療養費であっても被保険者の標準報酬月額により自己負担限度額が決まる

② 保険診療分に対して適用される

適用されない
ものの例

美容整形 × インプラント × 差額ベッド代 × 入院時の食事代 ×

③ 1か月(月の1日~末日)単位で適用される

→ (例) 10月と11月にかけて入院した場合、それぞれの月において自己負担限度額を超えた部分について払い戻しされる

④ 自己負担額 (= 医療機関等での窓口負担額) は、受診者別、医療機関別、入院・通院・医科・歯科別で算出されて21,000円以上のものが対象となる
この対象となる自己負担額を合算して自己負担限度額を超えた部分が高額療養費として払い戻される

(例) $70,000\text{円} + 15,000\text{円} - 57,600\text{円} = 12,400\text{円}$

A病院(入院) 70,000円 + B病院(外来) 15,000円 (対象外) - 自己負担限度額(例:区分「E」) 57,600円 = 払い戻し 12,400円

あとから払い戻しを請求する高額療養費についてはポイントが4つあります

鬼無里先輩のように70歳未満の方ですと...

70歳以上の方も含め高額療養費について詳しくはこちら

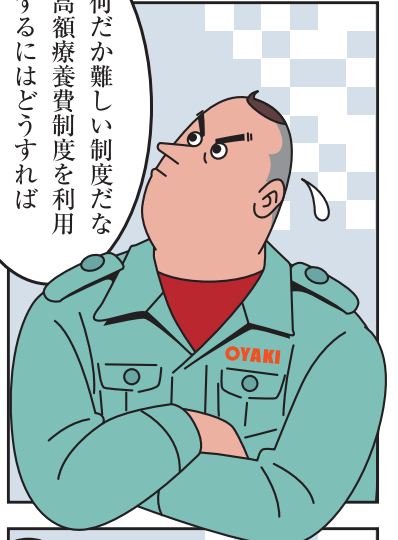


協会けんぽへの提出は郵送でOK!

申請書は協会けんぽのホームページからダウンロードできます

何だか難しい制度だな高額療養費制度を利用するにはどうすればいいんだい?

対象となる医療機関が多い等2ページ目に記入しきれない場合は複数枚記入します

申請書を協会けんぽへ提出します

